

那珂川 NEWS

4

育てませんか あなたと私の Wood コミュニケーション

新年度のスタートにあたり

昨年度は、長引くコロナ問題や年越しになったウクライナ問題など政治・経済・社会生活すべてにおいて不安定な状況が続き、日常生活、営業活動にも大きな支障や混乱をもたらし続けた一年となってしまいました。

しかしながら、弊社においては、おかげさまで2020年11月に開設した「笠間事業所」に続き、**昨年の6月より新たに「西原事業所(ひたちなか市)」**を開設し、新たな事業展開をスタートさせることができました。これも偏に皆様方のご支援ご協力の賜物と改めて感謝申し上げます。

今後皆様方への営業支援の一環として、大工・職人手配サポートや木工事のお手伝い並びにプレカット加工支援に取り組んでいきたいと思っております。また、公共建築物や非住宅物件への対応を通じて県産材普及拡大に貢献していきたいと考えております。

最後になりましたが、今年度(2023年度)は、下記に掲げた「経営理念」並びに「行動理念」をベースとした新たな「経営目標(スローガン)」を経営方針の礎として、「100年企業」へ向けあくなき挑戦を続けていく所存でございますので、皆様方には変わらぬご支援ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

■2023年度「経営目標(スローガン)」

こころを一つに 大きなシナジー 生み出そう！

<経営理念>

わたしたちは、ベストパートナーを目指します

- ①茨城木材で働くすべての人が豊かな企業人生を歩むために
- ②大切な取引先の幸福と地域社会の発展に貢献するために

<行動理念>

- ① わたくしは仕事の上で
ことのよいわるいにとらわれず
事実を示します
- ②ともに話し合い ともに気づき ともに決定し ともに行動する

「空き家対策法」改正

2023年3月に『空き家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案』が閣議決定されました。

現在全国に840万戸の空き家が有り、内居住目的のない空き家が350万戸(2018年)あり2030年には470万戸になると推計されています。

■改正のポイント

- ① 管理不全空き家の新設
- ② 管理不全空き家は固定資産税の減免解除
「管理不全空き家」は、固定資産税が1/6に減額される住宅用地特例が解除されます
- ③ 所有者の責務強化
「適切な管理」に対する努力義務に加えて、「国・自治体の施策に協力する」という努力義務が追加されました。
- ④ 空き家の活用拡大
NPOや社団法人などの団体を、市区町村長が「空き家等管理活用支援法人」に指定できるようになります。
- ⑤ 特定空き家の除却などの円滑化
命令等の事前手続を経る時間がない緊急時の代執行制度が創設され、所有者不明時の代執行、緊急代執行の費用は、確定判決なしで徴収できるようになります。

今回の法改正により空き家所有者への税負担が増えることと、改善への協力義務が追加されたことにより、今まで以上に空き家が市場に出回るようになってくると思います。

また、所有者不明土地・建物への対策として、2021年4月に成立した民法等の一部改正および相続土地国庫帰属法が、4月1日から順次施行されますので、今まで以上に不動産業者との連携が重要になってくると思われます。

■わたしたちの使命(SDGs)

(茨城木材の社会的役割)



「消費と生産を結び価値ある架け橋」となる
一循環型地域環境の創造



1. 地域の人々により良い「住環境」を提供すること
2. 茨城県の森林環境を守ること



	令和5年2月新設住宅着工				
	計	持家	貸家	給与住	分譲住
全国計	64,426	18,368	24,692	304	21,062
前期比	99.7%	95.4%	104.7%	95.0%	98.2%
茨城県	1,322	652	416	5	249
前期比	113%	108.5%	146%	25%	94.3%

県内市別の状況及びR4年度累計は弊社Facebookをご覧ください。